

北海道内における過疎地区の地域活性化に向けて

Heading towards regional vitalization of underpopulated area in Hokkaido

共通事業本部 環境部 三田 賢哉
総合技術本部 建築室 原田 慎一

我が国では人口の漸減や少子高齢化により都市部以外では過疎化が進行しているところがあり、経済衰退の対応策の一つとして各自治体等では地域活性化の取り組みが行われている。

本稿では、既往の地域活性化の取り組み事業を総合・多面的かつ持続的に推進するため、その方針案や着目事項を以下に紹介する。

1 はじめに

我が国では、全ての国民に同等のサービスを受ける機会を与え、都市圏における人口集中等のデメリットを緩和すること等を目的とし、国土に均衡のとれた発展をさせるための政策として「地域の活性化」が求められている。

2 我が国の地域活性化の取り組み

我が国では、図2.1のように、複数省庁にまたがる横断的な地域活性化政策については“内閣官房・内閣府”が実施し、所管行政分野の地域活性化施策については各省庁で実施している。

なお、国の地域活性化の取り組みは、主に“地方都市”や“地方自治体レベル”の経済中心地(中心市街地や商工業地)を対象としており、さらに小さな地域(地区・集落)レベルも対象とした取り組みについては、農林水産省関連で数例係わることもあるが、基本的に各地方自治体が個別で検討する流れとなっている。

3 地域活性化の取り組みについて

3.1 北海道の過疎化の現状

北海道では、戦後の転入等により1990年代後半までは人口増加が続いたが、以降は一部の都市地域を除き人口は減少傾向に推移している。近年の公表データ²⁾によると、全道の約85%にあたる市町村が過疎市町村となっており、中には年々限界集落が発生している現状もみられる。

このような地域情勢を踏まえ、道内の各市町村では、中長期視点による統合的まちづくりを示す『総合基本計画』等を基に、図3.1のように、“町内産業の振興”や“地域資源の維持・保全”を目指し、諸々の地域活性化活動が取り組まれている。

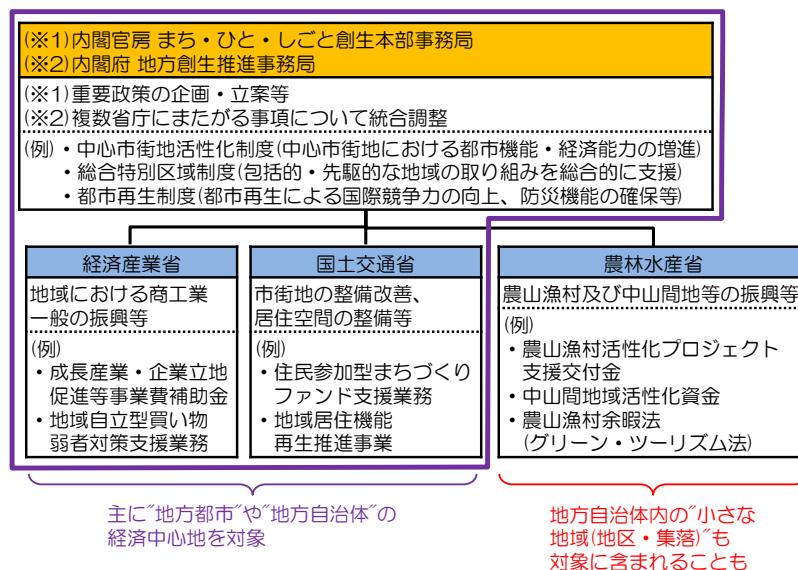


図2.1 我が国の地域活性化の取り組み例の概要¹⁾

3.2 過疎化地区の活性化の意義

なお、地域活性化にあたっては、“町内産業の振興”と“地域資源の維持・保全”、これら両面の特性を合わせ持つ取組等を中軸にすることが、特に限界集落化している地区では有用なコンテンツとして期待される。

されはじめているSDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)の考えにも一部合致する。

過疎化地区においても、自然的・社会的状況を踏まえ、方針を基に地域活性化事業を行うことが重要である(表4.1)。

4 地域活性化の方針案とその推進にあたって

地域活性化の重要な方針は、地域住民がその取り組みを恒久的に無理なく続けることであり、近年の国連採択によりあらゆる機関・組織(国・政府、教育機関、地方自治体等)に積極的に導入

なお、過疎化地区の地域活性化を推進にあたっては、図4.1に示すような“課題の解消”や“相乗効果”の事項も盛り込み検討することで、地域活性化事業を総合・多面的かつ持続的に推進できる。

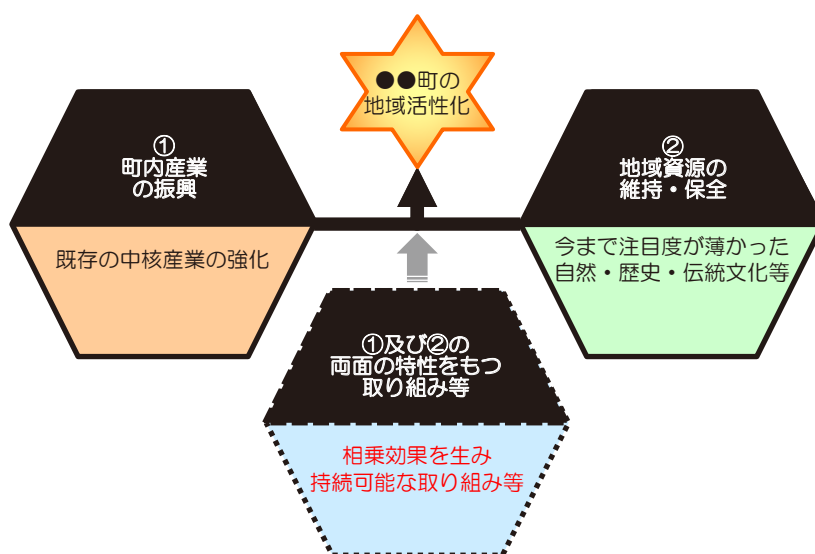
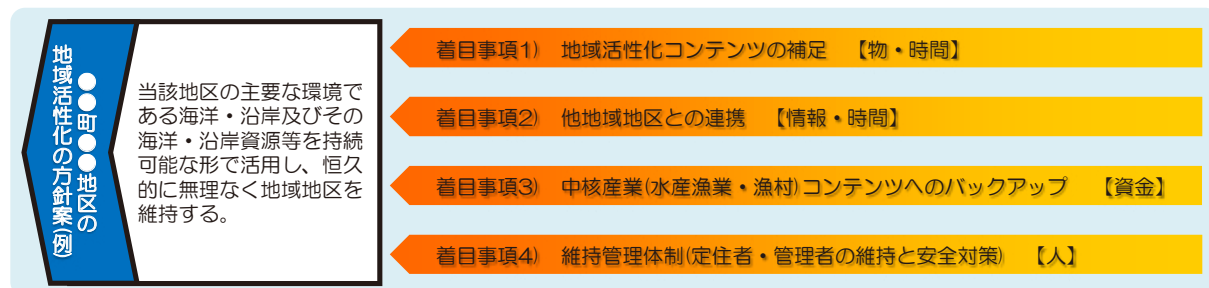


図3.1 限界集落等における地域活性化の取り組みの考え方

表4.1 過疎化地区の地域活性化の方針案(例)

過疎化地区の地域活性化の方針案(例:沿岸漁村)	備考
当該地区の主要な環境である海洋・沿岸及びその海洋・沿岸資源等を持続可能な形で活用し、恒久的に無理なく地域地区を維持する。	SDGs(持続可能な開発目標)の下記目標を参照。 ・「No.11 住み続けられるまちづくり」 ・「No.14 海の豊かさを守ろう」



無理なく次世代へと引き継げる地域地区づくりへと

図4.1 過疎化地区の地域活性化方針(例)とその着目事項

4.1 地域活性化コンテンツの補足

地域活性化コンテンツだけでは、表4.2に挙げるような課題もあり、その対応・補足を追加検討する必要がある。

4.2 他地域地区との連携

前記の方針案に掲げたように過疎化地区の地域活性を“恒久的に無理なく続ける”ためには、その地域活性化事業が単独・孤立化させないことが重要である。

図4.2に示す通り、地域活性化コンテンツの産業的持続を個別の自治体だけで考えた場合、その地理(所在地)や実施時期、又トータルのコストパフォーマンス等の問題より、そのコンテンツがうまく認識されず不調になる可能性もある。

このような単発的な観光・旅行による交流人口の減少・流出にならないよう、他市町村との連携を踏まえた地域活性化を主流に考え、互いのコンテンツを補い合う地域ネットワークによる相乗効果で交流人口をしっかりと確保する必要がある。

また、陸路だけでなく、「行き止まりの漁村集落」等の特徴を活かし、海路交流で結び活性化を試みる検討も一案になると考える。

4.3 中核コンテンツへのバックアップ

a) 他の産業によるバックアップ

「水産漁業・漁村」の地域特性を主軸とし諸々の中核コンテンツを検討していく場合を例にすると、この中核コンテンツを経済的に持続させるためにも、図4.3に示すように、後背に広がる山林を利用した産業も組み入れた補完コンテンツによるバックアップを検討していくことが重要である。

なお、その組み合わせは第一次産業(農業・林業、水産業)の他、第二次産業(工業)や第三次産業(観光業等のサービス産業)まで多岐に渡るものが考えられる。

b) コンテンツ商品のイメージ戦略

市町村内や一部地域だけでなく、全国規模で周知できるコンテンツにしていくため、地域や環境の特色を盛り込んだ商品の開発等を地域活性化コンテンツとして挙げることも重要である^{※1}。

※1 自然環境要素はイメージ戦略とも親和性が高く、鳥類や魚類、哺乳類だけでなく、昆虫類や両生類、植物等の中にも、地域の独特色を高め、人々に強く印象づけるものが数多く存在する。

表4.2 地域活性化コンテンツに対する課題とその対応・補足

課題・懸念事項等	対応・補足例
① 天候不良等によりコンテンツ(イベント、アクティビティ等)が中止になることもある。また、来訪の方の中には、そのコンテンツに参加する家族を待っている人や、予約なしで希望する客もいる。その場合、その地区に滞在して楽しむ他のコンテンツが未整備であることが多い。	① 当初のコンテンツが主目的でない人にも、その地区を堪能してもらう他のコンテンツを検討又は整備する。 【例】・休憩場・トイレ、食事処(地のもの) ・川や沢水・湧き水等を利用した親水施設
② コンテンツの実施がある時季に限られ、それ以外の期間はクローズ状態(休業)となる。	② 年間を通じたアクティビティへの対応を強化・補足する。 【例】・釣り人への休息場の提供(番屋等による暖取り) ・冬季も可能なマリンスポーツの休息場(着替え、休眠・仮眠、シャワー施設)
③ 活性化を検討している地区・集落が、地元の住民でも定期的に来訪する機会が少ない。 また、自然災害により通行規制がかかることもあるため、安定的な来訪に関する不安事項も残る。	③ 能動的に来訪できる仕組みを検討する必要がある。 【例】・週末市場の開催(地のものの海産物・山菜・樹実類等、ジビエ(獣肉等)等) ・地域祭りや歴史ゆかりの地の探訪への利用 ・スポーツ競技等(マラソン等)へのコース利用

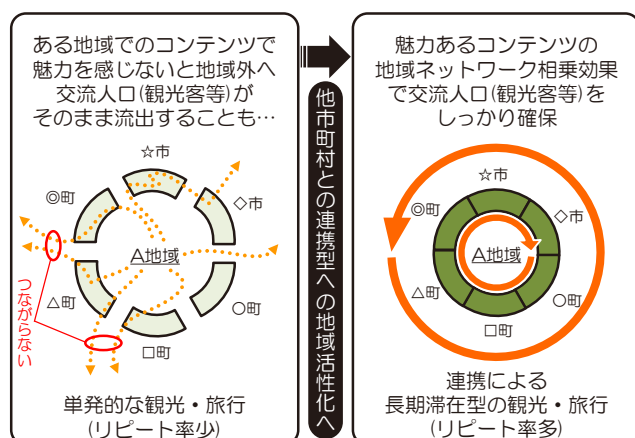


図4.2 地域活性化における他市町村連携の必要性

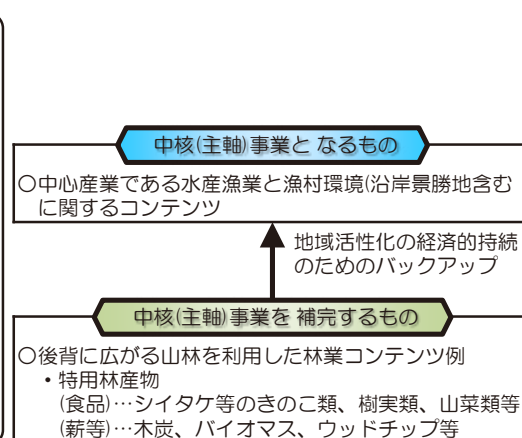


図4.3 中核コンテンツのバックアップ(例)

例えば、海岸等の沿岸岩崖に生息する“魚食性希少猛禽類のミサゴ”をマスコット・イメージキャラクターとした水産加工品の「商品化」や「配送サービス等」等は地域特徴をアピールできると考える(写真4.1)。

※1 自然環境要素はイメージ戦略とも親和性が高く、鳥類や魚類、哺乳類だけでなく、昆虫類や両生類、植物等の中にも、地域の独自色を高め、人々に強く印象づけるものが数多く存在する。



写真4.1 漁村等の地域特徴を表す魚食性猛禽類のミサゴ(水産物との係わりのイメージが強い)

4.4 維持管理体制

a) 定住者・管理者の維持(産官学との連携等)

過疎化地区等でコンテンツ等により地域活性化を行っても、住民等の定住がないと閑散とした雰囲気は続いたままでなかなか地域活性化は推進されない。

しかし、限界集落状態で住民がほとんど住んでいないことは、逆に地域活性化のまちづくりテーマを決めれば、一気に推進できる起爆剤ともなり得るし、丸ごと地区集落のインフラをコンテンツ施設にそのまま転用できるという利点もある(図4.4)。



図4.4 統一した街並みのイメージ案

なお、複数の大学機関と連携し地域活性化に向けた取り組みを行っている市町村もあり、これら教育機関や民間企業等の研究施設等を誘致し、その研究者や管理者等に一定期間を交替で定住してもらえれば、集落地区として維持され地域活性化の促進度合いは高まる。

b) 治安対策(定住者維持の副次効果)

過疎化した集落をそのままにし、空き家を放置した状態になると、不審者等が侵入し勝手に定住利用する等、治安面でも問題が残る。実際、近年では、周辺国からの漂流民が勝手に一時定住し、漁業施設(番屋等)で生活や物品の持ち出し等の不法行為を起こすとともに、地域の安全性が損なわれた事例もある。

このような観点から、過疎化地区や限界集落に定住者を呼び戻し定着させ集落の活気を維持することは、治安維持の観点からも重要であり、地域活性化の副次的効果が得られる。

c) 外資等からの環境保全

近年、林野業の衰退や過疎化により山林の価値が下落し、多くの土地が容易に外資に売り払われる状況が発生している。ただし、これら山林は貴重な地下水や河川源流部の水源林として機能性を有している。日本では元々このような山野環境が多いため、さほど重要な環境ではないとの認識が強いが、水確保が難しい諸外国から見れば、「宝の山」のような環境が分布しており、これら環境を戦略的に保全しない手はない。^{※2}

山野が多くその面積も広大な北海道では、特に良質な水源環境が数多あることから、このように機能性の高い環境を改めて把握し、保全計画等も併せて地域活性化に盛り込むことで、地域活性化事業を総合・多様かつ持続的に推進する必要がある。

※2 かつて福沢諭吉は、地元のある景勝地が売りにだされていることを知り、私財を投じてその土地の開発を防ぎ地域の人に譲渡するという、自然や景観保全のためのナショナルトラスト運動の先駆けを行っている。³⁾

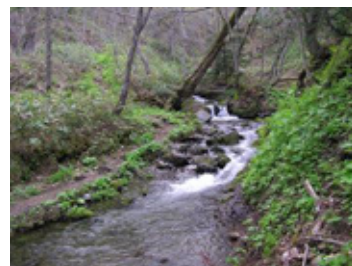


写真4.2 水源となり得る山野の沢

5 おわりに

地域活性化コンテンツ(観光やレジャー等)の多様性が求められる今の世の中において、地域がローカル・ニッチ(独創的な隙間市場)を客観的(北海道外・国際的)な視野で捉えられるよう、本資料がその一助になればよいと思います。

[参考文献]

- 1) 「政府における地域活性化施策について」(内閣府 HP)
- 2) 「北海道の過疎対策について」(北海道 総合政策部 地域創生局地域政策課 HP)
- 3) 「耶馬溪——福澤先生と環境保全・朝吹英二生家跡」(慶応義塾大学出版会 HP)